

「有価証券の空売りに関する内閣府令」の一部改正に伴う「業務規程」等の 一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	3

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 信用取引により行おうとするとき(顧客が取次者(正会員に有価証券の売買の委託した顧客が、証券会社又は外国証券会社である場合であって、当該委託が正会員に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。))である場合において、信用取引に係る売買の取次ぎを引き受けたときを含む。)</u>は、その旨</p> <p><u>(4) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするとき(顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。)</u>は、その旨</p> <p><u>(5) 自己の信用売り又は信用買いにより行おうとするときは、その旨</u></p> <p><u>(6) 自己の信用売り又は信用買いの決済のために行おうとするときは、その旨</u></p> <p>2～10 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成14年2月20日から施行する。ただし、第14条第1項に第4号及び第6号を加える改正規定は、同年6月3日から施行する。</p> <p>2 平成14年6月2日までの間においては、改正後の第14条第1項第3号及び第5号の規</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～10 (略)</p>

定の適用については、同項第3号中「信用取引により」とあるのは「売付けについて、信用取引により」と、同項第5号中「信用売り又は信用買い」とあるのは「信用売り」とする。

3 第14条第1項第2号並びに改正後の第14条第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、平成14年6月2日までの間においては、正会員は、改正後の第14条第1項第3号若しくは第5号の取引に係る売付けが成立した場合、その翌日までに、本所が定めるところにより本所に報告することにより明らかにすることができる。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするときは、その旨</u></p> <p><u>(11) 顧客が取次者(正会員に有価証券の売買の委託をした顧客が、証券会社又は外国証券会社である場合であって、当該委託が正会員に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。)である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨</u></p> <p><u>(12) 顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成14年2月20日から施行する。ただし、第6条第1項に第10号及び第12号を加える改正規定は、同年6月3日から施行する。</p> <p>2 平成14年6月2日までの間においては、改正後の第6条第1項第11号の規定の適用については、同号中「顧客が」とあるのは「売付けについて、顧客が」とする。</p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>